

第5回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和4年10月25日(火)

開催場所 菖蒲総合支所4階第1集会室

開会時刻 午後1時30分

閉会時刻 午後2時31分

第5回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 会長提出議案上程

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第18号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第19号 久喜市農用地利用配分計画の原案について

第 5 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 6 報告第18号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第19号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第20号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第22号 農業用施設用地に供する届出について

第 7 協議事項

第 8 農政問題に対する質疑・応答

第 9 閉 会

農業委員

出席委員 17名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	鈴 木	好 雄 君
1 番	杉 田	孝 行 君	2 番	岸 田	一 男 君
3 番	池 田	庄 司 君	4 番	岡 田	武 君
6 番	柴 崎	行 雄 君	7 番	高 橋	真 一 君
8 番	大 澤	一 樹 君	9 番	渡 邊	敏 男 君
10 番	小 沼	健 司 君	12 番	坂 卷	昭 一 郎 君
13 番	宮 城	与 四 郎 君	14 番	野 口	和 幸 君
15 番	籠 宮	信 寿 君	16 番	坂 卷	泰 子 君
17 番	早 野	公 夫 君			

欠席委員 2名

5 番	川 鍋	優 君	11 番	高 橋	七 海 君
-----	-----	-----	------	-----	-------

推進委員

久喜 6	石 井	幸 宏 君	菖蒲 10	石 井	松 江 君
鷺宮 4	鈴 木	秀 政 君	鷺宮 4	野 本	謙 一 君

事務局

事務局長	渋 谷	修	副主幹	村 田	直 洋
主 任	黒 須	一 宏	兼係長	横 山	玲 央
			主 事		

午後 1時30分

◎開会の宣告

○事務局長（渋谷 修君） 定刻となりましたので、第5回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、川鍋委員さん、高橋七海委員さんより欠席のご連絡をいただいております。

それでは、まず初めに、長谷川会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名させていただきます。9番、渡邊委員、10番、小沼委員、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、経過報告ですが、今月は新たな経過報告はございません。

農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第17号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

なお、申請番号222510番については議事参与の制限がございますので、これを除いて説明いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書4ページ、申請書番号221531、譲受人は、さいたま市見沼区在住の方、譲渡人は北青柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、北青柳地内の畑4筆、404.65平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供とともに市外の賃貸住宅にて生活をしておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったため、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号221533、譲受人、譲渡人ともに原在住の方となっております。土地の表示につきましては、樋ノ口地内の畑1筆、147平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります宅地への転用でありまして、いわゆる追認案件とこちらとなっております。自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から物置や敷地進入路の敷地として使用しては使用しては、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の5ページ、申請書番号221534、譲受人は白岡市在住の方、譲渡人は所久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、所久喜地内の畑1筆、合計292平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農家分家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しております。

したがいまして、原則許可とならない区域でございますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在妻と子供とともに市外の賃貸住宅にて生活をしておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の父親が所有する当該申請地へ農家分家住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号221535、譲受人はさいたま市岩槻区に事務所を置き、平成17年から高速道路の新設、修繕等を行っている法人となります。譲渡人については、太田袋在住の方となっております。土地の表示につきましては、吉羽地内の畑3筆、合計1,600平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります高速道路4車線化工事に伴う工事車両等の円滑な市道の走行、通行を確保する工事用道路及び工事用地のための一時転用で、転用期間が1年4か月間となっております。農地の区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しております。したがいまして、原則許可とならない区域でございますが、圏央道工事のための一時的な利用に供するために行う転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき不許可の例外が適用されるものでございます。譲受人である法人は、現在圏央道4車線化工事に取り組んでおりますが、工事に当たり工事用道路や一時的な資材置場等が必要になり、当該申請地を工事用道路及び工事用地として一時的に使用することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号221539、譲受人は久喜東5丁目在住の方ほか1名、譲渡人は青毛在住の方となっております。土地の表示につきましては、青毛地内の畑1筆、300平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の賃貸住宅にて妻とともに生活をしておりますが、家財道具が増え、現在の住まいでは手狭になってきたため、勤務地へも通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の7ページから8ページ、申請書番号222511番、譲受人は戸田市に本社を置き、平成18年から土木建築業等を行っている法人となります。譲渡人は、菖蒲町小林在住の方ほか15名となります。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の田28筆、合計1万6,189平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用で、転用期間が9か月間となっております。農地の区分は農用地区域でございますが、農地改良のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地は、現在水稲作付をしておりますが、来期から新たに地元の担い手、畑として貸し出すための農地改良となっております。工法は、現在の表土の下に新たに搬入する土を入れる、いわゆる天地返しのようなものでございまして、掘削の深さが100センチ、現況面から140センチのかさ上げを行う計画でございます。搬入土は、菖蒲町柴山枝郷のストックヤードに保管してある建設現場で発生した一般建設残土であり、農地改良後は麦の作付を予定しているということでございます。

続きまして、議案書9ページ、申請書番号224538、譲受人は上尾市に本社を置き、平成30年から不動産業等を行っている法人であります。譲渡人については、加須市在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の畑1筆、427平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建築条件付売買予定地のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅や小学校も近く、また交通の利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、1棟の建築条件付住宅を販売する予定となっております。

続きまして、申請書番号224541、譲受人は西大輪3丁目に本社を置き、平成4年から不動産売買等を行っている法

人となります。譲渡人については、西大輪4丁目在住の方ほか4名となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の畑7筆、合計1,235平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとこのことでございます。今回は、4棟の建売住宅を販売する予定となっております。

以上9件、いずれの申請者も立地基準及び資金その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障がない申請内容となっております。農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、第1調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（野口和幸君） それでは、ご説明いたします。14番の野口でございます。

去る10月21日の日に、1番の杉田委員さんと現地調査を行いましたので、順次ご報告をいたします。

初めに、議案書4ページの申請書番号221531です。総会資料の1の案内図及び土地利用計画図と併せて御覧いただきたいと思っております。申請地は東彩ガスから南西方向に直線で約300メートルの位置に申請地がありまして、備前前堀川ですか、これに位置しているところでございます。現地は旗竿の敷地になっておりまして、現況畑で一部野菜も作られております。北側は申請人の実家、そのほか周囲は畑になっております。排水につきましては、集落排水を利用するという計画でございます。また、周辺農地及び住宅に影響を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請書番号221533でございます。同じく総会資料の2と併せて御覧いただきたいと思っております。これにつきましては、申請地は県道上尾久喜線より約30メートル入ったところでございます。この申請地は昭和45年以前より物置の一部、それから進入路及びブロック塀が設置されており、追認事項でございます。

続きまして、5ページ、申請書番号221534でございます。総会資料の3と併せて御覧いただきたいと思っております。申請地は、久喜菖蒲工業団地の北東200メートルに位置しております。北側には市道、それから周囲、ほかは田んぼに囲まれております。それから、排水処理につきましては久喜市長、それから備前堀土地改良区の承認を受けているということでございます。

続きまして、申請書番号221535でございます。資料の4番を御覧いただきたいと思っております。申請地は、久喜駅東側になっておりまして、現在工事している駅前から東の方向に向けた、これは県道だと思いますけれども、これは圏央道まで交差する箇所まで延長されておりまして、埼玉県古利根川流域下水道循環センターの東側に位置しております。圏央道の4車線化工事、今その工事のための用地として使用しているもので、令和元年に一度受理されておりまして、農地一時転用期間3年を超えるために再度申請を受けるものというふうになっておりまして、周辺は仮囲いがされ、工事中であります。これらから見まして、周辺には影響ないと思われま。

続きまして、申請書番号221539でございます。総会資料の5、併せて御覧いただきたいと思っております。申請地は、県立工業高校の東側約250メートルの位置にありまして、青毛堀に隣接したところでございます。現地は整地されておりまして、北と南側はブロック塀が設置されておりまして、西と東側は市道で、周辺は住宅地になっておりまして、これらのことから周辺には影響を及ぼすことはないというふうに思われま。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

○7番（高橋眞一君） 7番、高橋眞一にございます。先日10月21日に岡田委員さんとご一緒し、現地を見てきましたので、ご報告いたします。

申請書番号222511、7ページ目、資料番号7のところなのですが、申請地は県道下石戸上菖蒲線に接しており、小

林小学校の南側すぐ水路、それと砂利のあぜ道、農道を挟んだ水田地帯の中に位置しております。広大なところですね。農地改良後の仕上がりは、県の要綱に規定された範囲内となっておりますので、周囲の農地に被害を及ぼすことは考えにくい、影響はないと思われまます。

以上、そのように判断しました。お願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

○12番（坂巻昭一郎君） 12番、坂巻でございます。去る10月22日土曜日、鈴木会長代理と現地の確認をしまいりました。

申請書番号224538、資料につきましては8番と併せて御覧いただきたいと思ひます。申請地は市立砂原小学校から南に約400メートルほどの集落内に位置しております。周囲の状況につきましては、北側が市道及び宅地、東側が宅地、南側が宅地、西側が市道となっております。被害防除につきましては、合併処理浄化槽及び雨水、汚水槽等の計画をされております。また、排水につきましても西側に水路がございまして、特に心配はなく、周囲に影響を及ぼすことはないかと思ひます。

続きまして、申請書番号224541、こちらにつきましても、資料の9番と併せて御覧いただきたいと思ひます。申請地は、JRの宇都宮線東鷲宮駅から南西へ400メートルほどの集落内に位置しております。周囲の状況は、北側が宅地、東側が県道、これ県道さいたま栗橋線になりますけれども、並びに市道、南側が県道、西側が宅地ということでございます。被害防除につきましても、こちらにも合併処理浄化槽あるいは雨水浸透施設、これは新設が計画されておまして、排水につきましても南側が県道、水路があります。この排水についても特に心配はないものと思われまます。したがって、周囲に大きい被害を及ぼすことはないと思われまます。

以上2件の案件につきましては、申請書類及び現地の状況から許可することを判断する次第であります。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま3人の委員さんからの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） では、なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、申請番号222510番を除き、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

次に、申請番号222510番に移ります。農業委員会等による法律に規定する議事参与の制限により、高橋眞一委員におかれましては暫時ご退席願ひます。

〔7番 高橋眞一君退席〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案について事務局に説明させていただきます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第222510番、議案書の6ページから7ページかけてお開きください。

譲受人は蓮田市に本社を置き、平成26年から土木業などを行っている法人となります。譲渡人は、菖蒲町菖蒲在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町菖蒲地内の畑14筆、合計1万2,759平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用で転用期間が9か月間となっております。農地の区分は農用地域でございますが、農地改良のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき、不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地は水田として利用していましたが、水はけが悪く、今後は畑として地元の担い手に貸し出すための農地改良となっております。工法は、現在の表土の下に新たに搬入する土を入れる、いわゆる天地返しによるものでございまして、掘削の深さが100センチ、現況面から30センチから120センチまでのかさ上げを行う計画でございます。搬入土は、菖蒲町柴山枝郷のストックヤードに保管してある建設現場で発生した一般建設残土であり、農地改良後は麦の作付を予定しているということでございます。今案件につきましても、立地基準及び資金その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障がない申請内容となっております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、第1調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○4番（岡田 武君） 4番、岡田です。10月21日に現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号222510、申請地はモラージュ菖蒲より北東に300メートルほどの集落内に位置しており、農地改良後の仕上がり内容は被害防除のためののり面、素掘り側溝については県の要綱に規定された範囲内となっております、周囲の農地に被害を及ぼす影響はないと思われまます。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの岡田委員さんからの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、申請番号222510番について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定をいたします。

高橋眞一委員の入室を認めます。

〔7番 高橋眞一君着席〕

◎議案第18号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第18号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第18号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の11ページから18ページまでになります。今月は38件の申出を受けておりまして、うち新規案件が32件でございます。

それでは、新規案件についてご説明をさせていただきます。初めに、議案書の11ページ、申請書番号、久喜34番、利用権を設定する農地が原地内の畑7筆、合計3,125平米でございまして、借手は原に事務所を置く法人、貸手は上尾市在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定で粟の作付5年間、賃借料が反当たり3年を予定し

ているものでございます。

続きまして、議案書の11ページ、12ページから18ページ、申請書番号、久喜35番、菖蒲の80番から105番まで、栗橋の13番、14番、利用権を設定する農地が下清久ほか市内の畑7筆、田110筆、合計9万5,618平米でございます。借手は、行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手が北青柳ほか在住の方となっております、農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権は、賃貸借権のほかの設定、普通畑3年間ほか賃借料が反当たり5,000円ほかを予定しているものでございます。

続きまして、議案書少し戻って11ページ、申請書番号、菖蒲の78番、利用権を設定する農地が上栢間地内の田5筆、合計2,137平米でございます、借手は上栢間在住の方、貸手は千葉県松戸市在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、水稻の作付5年間、賃借料は5筆で1万8,000円を予定しているものでございます。

続きまして、議案書の18ページ、申請書番号、鷺宮の1番、利用権を設定する農地が中妻地内の田2筆、合計2,936平米でございます、借手は加須市在住の方、貸手が中妻在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稻作付10年間を予定しているものでございます。

以上、今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積が新規、再設定合わせて144筆、合計11万5,735平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思います。また、市外在住の方については事務局より説明をお願いいたします。

なお、久喜35番、菖蒲80番から105番までにつきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、報告は省略します。

まず初めに、久喜34番の借手につきましては、久喜6地区の石井幸宏推進委員をお願いいたします。

○久喜6（石井幸宏君） 借手の方は、久喜市原に事務所を置く株式会社で、今年から営農される方です。今回初めて利用権を設定するということでしたので、会長、私と事務局の方、あと借手の方で面接を行いました。借手が借りる場所は原松場地区にありまして、3,125平米です。そこに粟を栽培するということでした。トラクター等も既に購入されていて、粟栽培の栽培農家の方に指導を仰ぐということでした。今後地域の担い手として営農を支えていくのではないかと思いますので、どうぞ皆様よろしくお願い申し上げます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲78番の借手につきましては、菖蒲10地区の石井松江推進委員よりお願いいたします。

○菖蒲10（石井松江君） 菖蒲10区の石井です。今回利用権を設定される農地の借手の方は、菖蒲町上栢間にお住まいの現在水稻86アール、畑を70アール耕作しております。全て良好に管理されております。地域との関係も良好です。地域を中心となる担い手として営農活動をされております。

この間岡田委員さんと一緒にお訪ねして、それでまたこれからもよろしく申し上げますということでお伝えしてきました。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、鷺宮1番の借手につきましては市外在住の方のため、事務局よりお願いいたします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号の鷺宮の1番、議案書の18ページのほうですね。借手の方については加須市在住の方のため、加須市の農業委員会へ経営状況等を確認したところ、現在水稻及び野菜を657アール耕作しており、良好に耕作管理され、地域を中心として積極的に営農活動をされていると加須市のほうから報告を受けております。

説明のほうは以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。

杉田委員さん。

○1番（杉田孝行君） 久喜の34番なのですけれども、賃借期間が果樹で5年というようになっていました。育成期間を含めると、年次が短いのではないかなという気がするのですが、収穫してすぐ返すような形になってしまいますけれども。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 久喜の34番の方、法人の方で、栗の栽培で白岡市のほうで栗をやっている方から営農指導受けながら栽培していくということなのですけれども、やはり本人のほうでも5年というのは、あくまでも一応設定として5年なのですけれども、もっと長くやっていきたいし、それ以上にもうちょっと規模も、慣れて軌道に乗れば、大きくしていきたいというふうに報告は受けております。一応5年ということで、もっとやるということは伺っております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

○1番（杉田孝行君） はい。

○会長（長谷川 勲君） そのほかに質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第18号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第19号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第19号 久喜市農用地利用配分計画の原案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

では、村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第19号 久喜市農用地利用配分計画の原案について、議案書の20ページから26ページまでになります。

まず最初に、久喜の3番、設定を受ける農地が下清久地内の畑2筆、合計1,711平米でございます。借手の方は、静岡県川根本町に事務所を置く法人で、現在水稻及び野菜を合計で40アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利が賃貸借権の設定、普通畑3年間、賃借料が反当たり5,500円となっております。

続きまして、菖蒲の25番、設定を受ける農地が菖蒲町新堀地内の畑5筆、合計5,021平米でございます。借手の方は、菖蒲町菖蒲在住の方で、県の農業大学校を卒業し、現在設定を受ける農地の所有者である梨畑に勤務しており、今回農林公社を通じて貸借を行うものでございます。設定する権利が使用貸借権の設定で、普通畑が20年間となっております。

続きまして、議案書の20ページから26ページまで、菖蒲の26番、設定を受ける農地が菖蒲町上大崎地内のほか地内

の田103筆、合計7万5,500平米でございます。借手の方が菖蒲町小林に事務所を置く法人で、現在水稲及び野菜を合計で2,421アール耕作しており、良好に耕作管理をしております。設定する権利が賃貸借権の設定で、水稲作付6年間となっております。

続きまして、栗橋の4番、26ページです。設定を受ける農地が河原代地内の田1筆、1,378平米でございます。借手の方が新井在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で1,731アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利が賃貸借権の設定で、水稲作付10年間、賃借料が反当たり5,000円となっております。

続きまして、栗橋の5番、設定を受ける農地が小右衛門ほか地内の田6筆、合計で1万2,008平米でございます。借手の方が新井在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で1,476アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定をする権利は賃貸借権の設定で、水稲作付10年間、賃借料が反当たり5,000円となっております。

久喜市農用地利用配分計画の原案についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。議案第19号 久喜市農用地利用配分計画の原案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第6、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書の28ページ、御覧いただければと思います。農地法第4条の届出でございます。今月は3件の農地法第4条の届出を受理しております。市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の30ページ、31ページ、農地法第5条の届出でございます。今月は5件の農地法第5条の届出を受理しており、いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書33ページから34ページまでになります。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は4件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書の38ページ、農地法第18条第6項の規定による通知でございます。今月は3件の合意解約に係る通知が提出をされております。

続きまして、議案書の40ページ、農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は2件の届出を受理しており、農業用倉庫建築に伴う届出となっております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、協議事項に入ります。

今月は、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者の認定に関する意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、事前に皆さんの総会資料と一緒に送らせていただきました、農業経営改善計画の認定に係る意見について照会ということで送らせていただいております。資料、写しと真ん中に書いてあるものです。そちら御覧いただければと思います。こちらについては、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者を認定するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か農業委員会の意見を求められているものでございます。今月1件の書類申請が提出されております。

申請者が、現在本市農業委員が代表取締役を務める法人で、現在の作付面積は他町も含め約340アール、目標とする営農類型が果樹、野菜による複合経営でございまして、作付面積を将来600アールまで拡大するという計画になっております。現在給食センター等の販路があるものの、農業設備の不足等により納品先からの需要を満たせていない状態でございます。今後農業経営基盤強化資金などを活用して事業を発展させることを目標にしております。法人の代表は年齢も若く、今後地域の中心となる担い手として活動していくことが期待できることから、認定をして支障ないものと考えております。

説明については以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された農業経営改善計画につきましては、現在農業委員として地域農業の中心となっており、今後は経営規模を拡大し、地域における優良農地の集積などが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと思っております。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって、支障なしの意見として決定をいたしたいと思っております。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第8、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定した事項はございませんが、農業委員及び推進委員の皆様からこれに関して何かございましたら、お受けいたします。

杉田委員さん。

○1番（杉田孝行君） 1番、杉田でございます。若干お時間をお借りいたしまして、この総会資料にも出てあります賃借権の設定の中で、なんさいふぁー夢というのが載っておりますけれども、これについて、現況について若干ご説明をさせていただきたいと思っております。

現在なんさいふぁー夢は、委託は麦の播種、刈り取り、また田植え、稲刈り等の委託が主な事業でございます。もともとは久喜のライスセンターの利用率を上げる目的で実施してまいったところでございます。その間、機械を購入ということでトラクターなり、またコンバイン等を購入、さらには合併前の旧久喜市から支援をいただき、補助をいただいたものでございます。後に久喜市以外から要望もあり、合併してJA南彩が出資して、なんさいふぁー夢を設

立して現在に至っているというような状況でございます。

なんさいふぁー夢の委託は米が約54ヘクタール、麦が13ヘクタール、合計で67ヘクタールでございます。内訳については南彩管内ということですので、蓮田が約10ヘクタール、白岡は25ヘクタールですか、久喜は20ヘクタール、菖蒲は12ヘクタールでございます。これ以上の内訳については、人手不足で、お断りをしているような状況だということをお聞きしております。よって、毎年農地パトロールを実施しておりますけれども、担い手の不足なり高齢者の高齢化による耕作放棄地は年々増える傾向にはあると思います。

また、ここ数年米価の下落、資材の高騰により米作農家については赤字続きで、やめる方もここ数年増えてきているのが見受けられる状況でございます。また、今年の米価については昨年に比べて約1,000円ぐらい上がっているものの、この夏の高温続きで品質が低下し、2等、3等というような状況でありますので、価格は昨年と同様ではないかなというふうな状況でございます。前回はお示ししたとおり、1町歩で約20万以上の赤字が出てしまうというようなことでございます。

また、なんさいふぁー夢ではこの秋の天候で、まだ外を見ますと、菖蒲地区ではあちこちに米が、大分刈り取りが遅くなっているような状況でありますけれども、天候不順によりまして機械が故障したため、リースを借りなくてはならないというふうな状況であるわけでございます。そんな中で、リースを借りると高い値段になってしまうという状況でございます。そんなような状況から、特に参考でございますけれども、お聞きしたところによりますと、1アワーメーター約2万4,000円ぐらいかかるというような状況であるわけですが、5時間を使うと、何か12万ぐらいかかってしまうような状況であるということでございます。今後は担い手不足、耕作できない農家が年々増えてくると思うのです。その反面、耕作放棄地も増えるかなと思うわけでございますけれども、各市町村なりまたJAが連携して、このなんさいふぁー夢の事業拡大に期待したいと思われましてけれども、今後の一つの課題としては今の中で、エリアで南彩の菖蒲に事務所を設けてやっているということでもありますけれども、どこでも同じだと思いますけれども、各営農センターごとに、市町村ごとにないと、この耕作放棄地も解消できないのではないかなという気がするわけでございます。そういうことで、各JAなりまた市町村に、折に触れ、提言していったらいいのではないかなということでございます。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

今の意見に対して、何かほかの意見がありますか。

渡邊委員さん。

○9番（渡邊敏男君） 杉田さんはなんさいふぁー夢の役員なのですか。

○1番（杉田孝行君） いや、違います。

○9番（渡邊敏男君） そうですか。今年6月28日に田植えといって種まいて、その後置いたのですけれども、みんながあれで採算が合うのかなと言うのです。一生懸命やっても採算が取れる状況ではないのだけれども、それできるのかなというのがあるのですけれども、いかがですか。

○1番（杉田孝行君） 人の人数に対して面積を拡大するのを、受け手がなかなか間に合わないというのが実態らしいですね。かといってその人員については、時期によっては営農センターから応援をいただいているというような状況だということをお聞きしております。

○会長（長谷川 勲君） ほかに。

柴崎委員さん。

○6番（柴崎行雄君） すみません、私今日ちょっと要望があって、ここでお話をぜひ聞かなければと思って、ちょう

ど杉田委員さんが今なんさいふぁ一夢のお話をしてくださったものですから、実は小林地区も非常に多くの田んぼ受け持っていて、本当に助かってます。これ、本日のこの資料を見ましても、またこれだけの面積が広がると。これだけまたなんさいふぁ一夢さんにやっていただけるのだという、そういうのがありましてうれしいのですが、私のところも2件ほど苦情が来ています。正直に申し上げますと、そこの田んぼは5月の下旬に田植えをするのです。でも、その隣でやっているなんさいふぁ一夢さんは7月10日に田植えをします。そうすると、1か月と10日ずれているものですから、その間にその田んぼが草だらけで、害虫が出てしまうのだ。そこを何とか農業委員としてなんさいふぁ一夢さんに頼むこととかできないのかねという、2人の家からそういう注文があったものですから、そういう場合は農業委員としてどういう声かけをしたらいいのかお聞きしたくて、今お話しした次第です。

ですから、今日またすごく面積が増えますので、ぜひ一生懸命やられているので、周りの地域の人が協力したい、またどんどん頼んで、何とか元気にやってもらいたいというのをうまく組合のほうでやっていただければ、よりなんさいふぁ一夢がいい方向に行くのではないかなと。今はどちらかといううれしさ半分、逆に苦情が半分というのが、私がここ数年関係したところですので、ぜひその辺のところを工夫をしていただいて、周りにいい方向に進んでいただければと思います。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） 事務局。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 今柴崎委員さん、杉田委員さんとかそれぞれに意見出ましたけれども、そちらにつきましてはなんさいふぁ一夢さんのほう、私も事務局行ったことありますし、直接ではその意見についてはお話しさせていただきます。農業委員でこういう意見がありましたということで、報告はさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○会長（長谷川 勲君） それでは、また次の会議がありますので、ここで打ち切りたいと思います。

◎閉会の宣告 午後 2時31分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和4年10月25日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 渡 邊 敏 男

署 名 委 員 小 沼 健 司